

就学相談を実施

◎就学相談

心身の発達などに不安があり、来年4月に小・中学校に入学するお子さんについて、就学に関する悩みごとや心配ごとの相談に応じます。希望する方は、11月15日までに申し込んでください。

◎就学相談説明会

心身の発達などに不安があるお子さんの就学までの流れや、就学相談についてお話しします(申込不要)。

◇日時 6月3日(土)の午前10時

時 11時

※終了後、希望者を対象に個別相談も行います(事前に要申込)。

◇場所 アキシマエンス校舎棟

◇対象 令和6年4月に小・中学校に入学するお子さんの保護者

☆詳しくは、特別支援教育係(アキシマエンス校舎棟内)
☎5192290へ。



親子のためのかかわり方講座の参加者を募集

保護者同士のグループワークを通して、言葉による親子のコミュニケーションのとり方を学びます。

◇日時 5月31日(水)、6月14日(水)・27日(火)、7月12日(水)、9月6日(水)・26日(火)の午前10時～正午(全6回)

◇場所 アキシマエンス校舎棟

◇対象 年中～小学2年生のお子さんの保護者で、全日参加で

きる方

◇定員 6人(多数抽選)

◇保育 1歳以上の未就学児3人(申込順)

◇申し込み 5月1日～10日に市ホームページ内専用フォームで

☆詳しくは、児童発達支援担当(アキシマエンス校舎棟内) ☎5192247へ。



児童手当の申請を受け付け

中学3年生までのお子さんを養育しており、要件を満たした方に支給しています(お子さん1人につき月額1万円～1万5000円)。

所得制限額を超えた場合でも、特例給付として、下の表の所得制限額未満であれば月額5000円が支給されます。

◎所得制限額超過により令和4年度の児童手当を受給していない方へ

令和4年中の所得が下の表の所得制限額未満となったため、5年度に児童手当の支給対象となる場合は、申請が必要です。申請方法など詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。



▼特例給付の所得制限額

扶養人数	所得制限額	扶養人数	所得制限額
0人	858万円	3人	972万円
1人	896万円	4人	1010万円
2人	934万円	5人	1048万円

※社会保険料相当額8万円のほか、給与または公的年金を得ている方は更に10万円を控除した後の所得額で判定します。

※医療費控除などがある場合、一定額を所得から控除できます。

※扶養人数は、地方税法上の数です。

児童育成手当(育成手当・障害手当)の申請を受け付け

各手当の支給要件に該当し、令和4年中の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。

令和5年度の所得制限額は、右の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。

前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中に申請してください。

▼令和5年度児童育成手当の所得制限額

(令和4年中の所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもの)で、収入ではありません。

※医療費控除や寡婦・ひとり親控除、老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。

※扶養人数は、地方税法上の数です。

【各手当の支給要件】

◎育成手当=18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方

*離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる

*父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

◎障害手当=次のいずれかに該当する20歳未満の方を扶養している父母または養育者

*愛の手帳1～3程度程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

*脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

